

日本産食品輸入業者等への流通事業者等紹介事業 参加要領

1. 用語の定義

この 日本産食品輸入業者等への流通事業者等紹介事業参加要領（以下「本参加要領」といいます。）において使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「本事業」とは、ジェトロ主催の日本産食品輸入業者等への流通事業者等紹介事業を指します。
- (2) 「運営事務局」とは、Pasona HR Consulting (Thailand) Co.,Ltd.を指します。
- (3) 「参加事業者」とは、第2条に定める者を指します。
- (4) 「参加申込み」とは、別途、運営事務局が送付する「お申込みフォーム」を通して本事業の参加手続きをすることを指します。
- (5) 「電子カタログ」とは、本事業に際し、運営者がオンラインネットワーク上に設置するサプライヤー情報を記載したデータを指します。

2. 参加事業者

参加事業者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者とします。

- (1) タイ商務省に登録された法人の内、以下の事業を営む者を指します。
 - ① 日本産食品の輸入事業者
 - ② 日本産食品の卸売事業者
 - ③ 日本産食品の小売事業者
 - ④ 日本産食品を取り扱う飲食店
 - ⑤ 食品物流業者
 - ⑥ 食品倉庫事業者
 - ⑦ 流通用 IC タグ共有事業者
 - ⑧ 食品流通仲介事業者
 - ⑨ 食品物流資材事業者
- (2) 本参加要領を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (3) 国内外の法令又は規則に反する業務を行っていないこと。
- (4) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (5) 本事業の担当者を指名のうえ、運営事務局からの情報提供依頼、問い合わせ、アンケート回答等に迅速に対応すること。
- (6) バイヤーからの引き合い、問い合わせ等に対して積極的に対応すること。
- (7) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが実施するアンケートに必ず協力すること。
- (8) 企業名等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (9) インターネット上に参加事業者の写真及び説明、及びロゴマーク、会社概要を掲載

することに同意すること。

- (10) 過去にジェットロに損害を加えたことがある、意見が異なる等、本事業の実施に支障をきたす事由がないこと。
- (11) その他、事業に参加することが不適當であると、ジェットロが判断する者でないこと。

3. 参加事業者の費用負担

本事業の参加に係る費用は掛かりません。

4. 参加の取り決め

- (1) 本事業への参加申込みは、事業案内書及び本参加要領に定める所定の期日までに、運営事務局が送付する「お申込みフォーム」に所要事項を記入のうえ行うものとします。
- (2) 参加申込み後は、ジェットロの書面又は電磁的方法による承諾のない限り、これを撤回することはできません。
- (3) 参加申込みがジェットロの計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (4) ジェットロの計画規模を超えた場合、又は参加目的等が適當でないと認められる場合は、参加申込みを承諾しない場合があります。
- (5) 参加確定後は、参加事業者の都合で参加の取消す場合、参加事業者はジェットロの書面又は電磁的方法による承諾を得るものとします。

5. 第三者との紛争等

参加事業者は、本事業への参加に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたときは、参加事業者の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェットロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェットロに対し支払います。

6. 本事業の開催中止等

ジェットロは次の各号に定める場合、本事業の開催を取り止め、又は、参加事業者の一部の参加を取り止めさせることができることとします。

- (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェットロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
- (2) 本事業の実施条件において大幅な変更が生じた場合
- (3) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェットロとしての本事業の開催が不適當、不可能又は困難となった場合
- (4) 参加条件等「免責事項」3. に明記する事由が生じた場合
- (5) その他、ジェットロが開催又は参加者の一部の参加を不適當と判断した場合

7. 参加承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) 参加事業者がジェトロの定める参加事業者資格を有しないことが判明した場合、参加承諾後であってもいつでもジェトロはそれを無効とできるものとします。なお、この場合、参加事業者は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についても、ジェトロに請求できないこととします。
- (2) ジェトロは、参加事業者が事業案内書又は本参加要領に違反した場合、参加の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ジェトロは参加事業者に対し賠償請求できるものとします。

8. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領に定めのない事項及び補足事項等は事業案内書に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとします。
- (3) 前項の場合、ジェトロは速やかに参加事業者にこれを通知するものとし、参加事業者はジェトロの決定した対策に従うものとします。

10. 免責

参加事業者は、参加条件等の「免責事項」の定めを承諾するものとします。

11. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

日本産食品輸入業者等への流通事業者等紹介事業 参加条件・免責事項

ご参加条件

1. 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます）は、日本産食品輸入業者等への流通事業者等紹介事業（以下「本事業」といいます。）を実施します。
2. 本事業の参加に際し参加事業者よりご提供いただいた情報については、本事業の実施に利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用します。また、当該情報のうち、参加事業者の会社名、HP アドレス、ご連絡先、写真、分類、用途等については、運営事務局が電子カタログを作成するため利用します。
3. 参加事業者がご使用の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）の設定を含む、環境を満たしているか、ご確認ください。
4. 本事業への参加において、設定環境が満たされない場合には、映像又は音声が入切れたり又は停止する等、正常に本事業への参加を継続できないことがあります。なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。
5. 本事業によりジェトロから提供された情報及び資料は、当事業者に限り使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
6. 本事業の内容に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロに帰属します。
7. ジェトロの書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちに本事業の全部又は一部の提供を中止させていただきます。
8. 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。
9. 参加事業者は、ジェトロが本事業の成果（参加事業者に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表することに承諾するものとします。

10. 前各項に定めるほか、本事業の参加に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守します。
 - (1) 本事業の URL、リンク等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 本事業参加時には、第三者が PC 等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
11. 本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
12. 本事業の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第 1 審の合意管轄裁判所とします。

免責事項

1. 本事業において、参加事業者又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、参加事業者自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、参加事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは参加事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本事業の実施に際し、ジェトロは、指定アプリケーション等の作動安定性を保証するものではなく、指定アプリケーション等の障害、通信状況、参加事業者の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又は PC 等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、参加事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは参加事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
3. ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本事業の実施期間、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、参加事業者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、参加事業者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは参加事業者に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 参加条件から外れるなど、参加事業者の状況が変化したとき
 - (4) 前号のほか、参加事業者がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき
 - (5) 参加事業者の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) 参加事業者が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合

(7) 参加事業者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき

(8) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき

4. 前各項に定めるほか、ジェトロは、本事業の申込から本事業に参加する過程で、参加事業者に如何なる損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとします。